

担当課名	クリーンセンター
案件名	1号ごみクレーンクラブ更新修繕
案件の概要	1号ごみクレーンクラブの更新修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 6年 4月 30日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	70,400,000円（うち消費税 6,400,000円）
契約期間	契約を行った日～令和 7年 3月 31日
随意契約とした理由	<p>本業務は、ごみピットクレーン1号機のクラブ部分の更新修繕を実施するものである。</p> <p>ごみピットクレーンはピット内に搬入されたごみを攪拌し、ごみホッパーへ投入する際に必要となる設備である。ごみピットクレーンはメンテナンス等を考慮し2基設置されているが、1号機のバケットを上下左右に作動させるためのクラブ(トロリ)は平成4年の稼働当初から更新をしておらず、減速機ギヤ部が経年劣化で摩耗しており、ごみピット内でバケットを動かせられない状態になる恐れがある。動かせない場合、ごみピットのごみの攪拌・ごみ投入が出来ず、焼却処理が停止することから早急にクラブ部の更新修繕を実施する。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その更新修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら更新修繕を進めていく必要があり、安全性を確保しながら更新修繕を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>